

出雲市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

本市においては、子ども・子育て支援新制度に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の充実を図るため、平成27年3月「いきいきこどもプラン～出雲市子ども・子育て支援事業計画～」を策定しました。

計画期間は、平成27年度から31年度までの5か年間としています。

本計画第5章「計画の進行管理」の中で、「5か年事業計画(量の見込み・確保方策)」については、必要がある場合は、平成29年度を目途に計画を見直すこととしています。

これに基づき、次の3点を中心に、当初計画値の変更が必要だと判断する事業については、本年度「量の見込み」と「確保方策」の見直しを行うこととします。

- ①実績値と事業計画の間に大きな乖離が見られること
- ②「量の見込み」「確保方策」を算出する上で用いた統計数値を、最近の人口動態に合わせて見直す必要が生じる場合
- ③新たに施策を追加する場合

このことから、計画の見直しが必要だと考える事業は、下記の7事業です。

資料 7 ページ	事業名	中間見直し		担当課名
		行う	行わない	
P 1	幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策 教育施設(幼稚園等)	○		保育幼稚園課
P 2	幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策 保育施設(保育所等)	○		
P 3	利用者支援に関する事業	○		子ども政策課 健康増進課
P 4	時間外保育事業		○	保育幼稚園課
P 5～6	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	○		子ども政策課
P 7	乳児家庭全戸訪問事業	○		健康増進課
P 8	養育支援訪問事業		○	
P 9	子育て短期支援事業(ショートステイ)		○	子ども政策課
P 10	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)		○	
P 11	一時預かり事業 (幼稚園における在園児を対象とした預かり保育)	○		保育幼稚園課
P 12	一時預かり事業(幼稚園型を除く)、 ファミリーサポートセンター事業(病児対応、就学後を除く)、 子育て短期支援事業(トワイライトステイ)		○	保育幼稚園課 子ども政策課
P 13	病児・病後児保育事業、 ファミリーサポートセンター事業(病児対応)		○	
P 14	ファミリーサポートセンター事業(就学後)	○		子ども政策課
P 15	妊婦に対して健康診査を実施する事業		○	健康増進課
P 15	実費徴収に係る補足給付を行う事業		○	保育幼稚園課